

2024 (R6) 年10月7日 (月)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

ひよりやまNo.32

弁護士 前田将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895



パリ五輪、アスリートたちの素晴らしい活躍にワクワクし、中でもやり投げの北口榛花さんの笑顔とパワーにすっかり魅了されてしまいました。

ところで、テレビ中継を見ていると国(地域)の旗とともにその略称(IOCコード)が出てきますが、これが難しい。日本は JPN、USA がアメリカなどはすぐわかりますが GBR、GER などちょっと考えます。イギリスとドイツですね。考えてもわからない国がほとんどで、調べてみれば「そうか」という感じです。例えば ARG はアルゼンチンです。そのうち DOM と DMA

を見つけました。ドミニカ共和国とドミニカ国……え?、ドミニカって二つあるの? 慌てて地図帳を開くと確かにそうです。ちなみに大リーガーが多いのは DOM。

もう一つ気になったのは金メダリストが一人という国です。例えばウガンダはどの種目で優勝したのか、興味ありませんか? 陸上男子1万メートルです。タイはテコンドー女子 49 kg級、モロッコは陸上男子 3000 メートル障害などなど。このメダリストたちは国では英雄でしょうね。

金でなくともメダルをとったのが一人だけだと、もっとすごいヒーローかもしれません。ザンビアは陸上男子 400 メートルで銅メダル、カーボベルデはボクシング男子 51 kg級でダヴィッド・デ・ピナ選手が、なんと同国史上初のメダリスト(銅)になりました。

こうして調べてみるとさらに興味がわいてきます。

旧優生保護法に思う

令和6年7月3日、最高裁判所が旧優生保護法の条項が憲法に違反していたとする判決を出しました。

旧優生保護法は「不良な子孫」の出生を防止するという目的等のもと、強制不妊手術や人工中絶等を定めた法律です。

「不良な子孫」という言葉にあるように、旧優生保護法は、優生思想に基づき遺伝性疾患を患う方等を「不良」と断じ、生殖を不能にさせる優生手術の対象としました。現代社会において到底容認しがたい思想に基づく法律が平成8年(1996年)まで存在していたこととなります。

当然のことではありますが、判決では、国が賠償責任を負うとされました。しかし、被害者の中には自身が不妊手術を受けていたことを配偶者にも長年にわたり言えないままの人もいる可能性があります。どのようにして被害者救済を実現するか、なお課題が残っています。

常識や思想はその時代で変化していくものですが、すべての国民は法の下に平等であることは市民社会を成り立たせる核的価値といえます。

例えば、戦時中は戦争反対の声を上げることが憚られたとされますが、戦後の優生保護法においても、有識者や国民が、国を動かすほどの疑問の声を上げることができませんでした。

「常識」「普通」「多数」といったものに飲み込まれず、すべての人が基本的人権を守られて生活できるように、いま起こっていることを判別する知識を持ちたいと思います。

